

第百八十七号議案

群馬県の生活環境を保全する条例の一部を改正する条例

群馬県の生活環境を保全する条例（平成十二年群馬県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 特定排出水の排出の規制等（第三十一条―第四十八条）」を「第
第

一節 特定排出水の排出の規制等（第三十一条―第四十六条）」

一節の二 利水障害等の原因となる化学物質の適正な管理等（第四十七条―第四十八
条の四）」に改める。

第四十七条の前に次の節名を付する。

第一節の二 利水障害等の原因となる化学物質の適正な管理等

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

（特定指定物質の適正な管理に関する指針）

第四十七条 県は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害（水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。）の供給又は水道原水（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第二項に規定する水道原水をいう。）の取水に障害をきたすことをいう。以下同じ。）等の原因となる化学物質として規則で定めるもの（以下「特定指定物質」という。）の環境への排出の削減に資するため、特定指定物質を取り扱う工場又は事業場における特定指定物質の適正な管理に関する指針を策定し、公表しなければならない。

（特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出）

第四十八条 特定指定物質を取り扱う工場又は事業場の設置者で規則で定めるもの（以下「特定指定物質取扱事業者」という。）は、前条の指針に則して、特定指定物質の適正な管理を図るための計画を作成し、規則で定めるところにより、次に掲

げる事項を記載した届出書に当該計画を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 取り扱う特定指定物質の名称
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 特定指定物質取扱事業者は、規則で定める方法により、その事業活動に伴う特定指定物質の取扱量を把握しなければならない。

3 特定指定物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により把握した取扱量を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした特定指定物質取扱事業者は、その届出に係る特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは第一項各号に掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る特定指定物質の取扱いを廃止し、その他特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第四章第一節の二中第四十八条の次に次の三条を加える。

(特定指定物質取扱事業者の責務)

第四十八条の二 特定指定物質取扱事業者は、その事業活動において特定指定物質を適正に管理するよう努めなければならない。

(県の責務)

第四十八条の三 県は、特定指定物質取扱事業者が実施する特定指定物質の適正な管理に関する取組の支援に努めるものとする。

(普及啓発)

第四十八条の四 県は、利水障害等の原因となる化学物質の性状及び管理の方法並びに環境への排出の削減について県民の理解を深めるよう、普及及び啓発に努めるものとする。

第五十八条中「(昭和三十二年法律第七十七号)」を削る。

第二百二十四条中「第四十五条第一項」の下に「、第四十七条」を加える。

第二百二十八条中「資料の」を「調査への協力、資料の」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、改正後の第四十七条の規定に基づく規則を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても群馬県環境審議会の意見を聴くことができる。

平成二十四年十一月二十六日提出

群馬県知事 大澤 正明

〔注〕 利水障害等の原因となる化学物質の適正管理等を推進しようとするものである。